

平成 27 年度の保育関係事業を紹介します

①保育料を軽減します

▼保育料同時入所 2 人目以降無料化事業（継続）

同一世帯の就学前児童が保育所に 2 人以上同時に入所する場合、保育料の負担は 1 人目のみとなり、2 人目以降は無料とする保育料同時入所 2 人目以降無料化事業を継続実施します。

▼町単独で保育料の減額を行っています。（継続）

平成 27 年度の町保育料と国の基準保育料との比較は表のとおりです。

（単位：円）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		3 歳未満児【3号認定】			3 歳以上児【2号認定】		
階層区分	定 義	国基準保育料		町保育料	国基準保育料		町保育料
		保育標準時間の方	保育短時間の方	保育標準時間・保育短時間の方	保育標準時間の方	保育短時間の方	保育標準時間・保育短時間の方
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第 2 階層	町民税非課税世帯	9,000	9,000	4,700	6,000	6,000	3,000
	町民税非課税世帯 (母子世帯等)	0	0	0	0	0	0
第 3 階層	48,600 円未満	19,500	19,300	13,600	16,500	16,300	11,500
	48,600 円未満 (母子世帯等)	18,500	18,300	8,700	15,500	15,300	7,400
第 4 階層	48,600 円以上 97,000 円未満	30,000	29,600	21,000	27,000	26,600	18,900
第 5 階層	97,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,900	31,100	41,500	40,900	29,000
第 6 階層	169,000 円以上 301,000 円未満	61,000	60,100	37,000	58,000	57,100	34,800
第 7 階層	301,000 円以上 397,000 円未満	80,000	78,800	47,000	77,000	75,800	36,700
第 8 階層	397,000 円以上	104,000	102,400	61,100	101,000	99,400	47,800

※本年度より市町村民税の課税額（所得割）により決定します。

4 月～8 月分の保育料は平成 26 年度の町民税額、9 月～3 月までは平成 27 年度分の町民税額。

※修正申告をしたときや、家庭の事情などが変わったとき（再婚・離婚など）、保育料が変わることがありますので、福祉課へお届けください。

▼多子世帯保育料等軽減事業（継続）

第 3 子目以降の児童が入所する場合、階層区分により保育料の軽減を行っています。

階層区分	保育料月額	階層区分	保育料月額
第 2～4 階層	無 料	第 5～8 階層	半 額

▼保育料の軽減（国基準保育料からの軽減）

本町では、町単独による保育料の減額（上記基準額表）、多子世帯保育料等軽減事業と合わせて、4,260万9千円（軽減率 39%）の軽減を行っています。さらに保育所同時入所 2 人目以降の保育料を無料にすることで、さらに 1,019万9千円の軽減を図り、国の基準保育料と比較して総額 6,203万8千円（軽減率 50%）の減額を行います。

②保育所英語講師派遣事業を実施します。（継続）

町内の全保育所を対象に年間 24 回、幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うことを目的とする保育所英語講師派遣事業を継続実施します。

◆問い合わせ 周防大島町福祉事務所（福祉課） ☎ 0 8 2 0 (7 7) 5 5 0 5